

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

告示

○公印を改刻しその使用を開始する件

○保安林の指定をする件

○道路の区域を変更する件二件

○道路の供用を開始する件二件

○河川法施行令第十六条の二第三項に規定する水域及び通航方法を指定する件

○土地区画整理法により換地処分をした旨届出があつた件

公告

○浸水想定区域を指定した件

○浸水想定区域を指定した件

規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営対馬館団地の項中「十二号室から十七号室まで」を「十二号室から十五号室まで、十七号室」に改め、「十四号室、十六号室」を削り、「九号棟」の下に「の一号室、三号室、七号室、八号室、十一号室及び十二号室」を、「十号棟」の下に「の七号室、二十一号室及び二十三号室」を、「十号室、十一号室」の下に

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

告示

福島県告示第五十号

公印を次のように改刻し、令和六年二月一日その使用を開始する。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

職印

「十六号室」を加え、「十五号室、十七号室、十八号室及び二十四号室」を「十四号室から十八号室及び二十四号室、九号棟の二号室、四号室から六号室まで、九号室、十号室及び十三号室から十六号室まで、十号棟の一号室から六号室まで、八号室から二十号室まで、二十二号室及び二十四号室」に改める。
この規則は、令和六年二月一日から施行する。
（建築住宅課）

番号	公印の名称	印影	公印管理者
20	福島県いわき農林事務所 長印		福島県いわき農林事務所 所長
10の7	福島県相双建設事務所長 印		福島県相双建設事務所 長
	福島県知事印（福島県相双建設事務所用）		福島県相双建設事務所 長

福島県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

（文書法務課）

保安林の所在場所

- 一 南相馬市小高区塚原字白金田三〇九の一、三〇九の二、三〇九から三一四まで、三一五の一、三一六の一、三一七の一、三一八の一、字八重生一〇二から一一三まで、一一四の一から一一四の三まで、一一五、一一六、一一七の一、字一町田一〇六、一〇七の一
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野	双葉郡川内村大字上川	A	六・一	一、三七八・一

富岡線

内字緑七番一地先から同郡同村大字下川内字宮ノ下五九番三地先まで

変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
B	一・八 四六・〇	一、四四〇・〇
A	六・一 三〇・一	一、三七八・一
B	一・八 四六・〇	一、四四〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川内字宮ノ下五九番三地先から同郡同村大字上川内字高山五〇七番地先まで	変更前 A 六・一 三〇・一	変更前 A 六・一 三〇・一	一、三七八・一
		変更後 B 一・八 四六・〇	変更後 B 一・八 四六・〇	一、四四〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野	双葉郡川内村大字上川	A	六・一	一、三七八・一

令和六年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内字宮渡五 ○二番二地先から 同 郡同 村大字下川内字宮渡五 八番一地先まで	令和六年一月二六日

(道路計画課)

福島県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九九号	双葉郡川内村大字下川内字宮渡四 九番一地先から 同 郡同 村大字下川内字宮渡五 二九番二地先まで	令和六年一月二六日

(道路計画課)

福島県告示第五十六号

一級河川阿賀野川水系猪苗代湖について、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の二第三項に規定する水域及び通航方法を次のように指定し、令和六年七月一日から施行する。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 水域
本告示を適用する区域(以下「通航方法指定区域」という。)は次のとおりとする。
水系名 河川名 水域
阿賀野川 猪苗代湖 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第四条第一項の規定に基づき一級河川に指定された猪苗代湖の区域であつて別に

二 通航方法

一級河川阿賀野川水系猪苗代湖の通航方法指定区域における船舶等の通航方法は、次のとおりとする。

紙図面に緑色で着色した部分

(目的)

第一条 この通航方法は、一級河川阿賀野川水系猪苗代湖の通航方法指定区域において、船舶等の安全な通航を確保するとともに、河川管理上の秩序ある河川使用の調整及び河川環境の保全等を図るため、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、又は他の河川の使用に著しい支障が生じないようにし、もつて河川舟運の促進を図るとともに適正な河川管理に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この通航方法において、用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「船舶」とは、通航の用に供する船舶類(ウインドサーフィンを含む。)をいう。
- 二 「船舶等」とは、船舶及びいかだをいう。
- 三 「動力船」とは、機関を用いて推進する船舶(機関のほか帆を用いて推進する船舶であつて帆のみを用いて推進しているものを除く。)をいう。
- 四 「非動力船」とは、動力船以外の船舶をいう。
- 五 「漁業に従事している船舶」とは、漁業権の行使に係わる漁業活動をおこなっている船舶であり、船舶の操縦性能を制限する網、なわその他の漁具を用いて漁ろうしている船舶をいう。
- 六 「作業船」とは、次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
ア 河川工事、通航標識等の敷設、保守又は引揚げに係わる作業
イ しゅんせつ、測量その他の水中作業
ウ 水面清掃、架橋工事等の水面上の作業
- 七 「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。
- 八 「特殊用途船舶」とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。
- 九 「通航方法制限区域」とは、通航方法指定区域のうち、特に安全を確保するため船舶等の通航方法をより制限する区域をいう。
- 十 「速度制限(徐行・減速)」とは、操縦性が失われない程度に速度を減速することをいう。
- 十一 「非動力船の原則進入禁止」とは、手こぎボートやカヌー、ウインドサーフィンなどの非動力船の進入を禁止することをいう。
- 十二 「動力船の原則進入禁止」とは、水上オートバイやモーターボートなどの動力船の進入を禁止することをいう。
- 十三 「急発進、急加速、急転回の禁止」とは、水上オートバイやモーターボートな

どの動力船が急発進、急加速、急転回するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めることをいう。

十四 「注意」とは、周囲に対して注意を怠りなく通航することをいう。

(通航方法指定区域の通航方法)

第三条 通航方法指定区域における通航方法は、次条から第十二条に定めるところによる。

(運転不自由船の措置)

第四条 運転不自由船は、運転不自由に至ったときに速やかに停泊又は係留しなければならない。

(動力船の通航方法)

第五条 動力船は、通航又は船着場等への接岸にあたっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

一 すれ違いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障

二 漁業、ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障

三 河川、河川管理施設又は工作物の損傷

四 河川内の工事への支障

五 河川環境の悪化

(船舶が輻輳する場所を通航する動力船の通航方法)

第六条 動力船は、船着場付近若しくは船舶等の輻輳する場所を通航し、又は他の船舶等に接近した時は、速度制限(徐行・減速)をしなければならない。

(事故が発生した場合の措置)

第七条 船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届け出なければならない。

(沈没船舶等の表示)

第八条 船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその他物件の管理者は、日の出から日没までの昼間は紅色の旗を掲げ、日没から日の出までの夜間は紅色の灯火を見えやすい箇所に掲げる等その存在が認識できるように努めなければならない。

(河川工事区域等の通航の制限)

第九条 船舶等は、黄色の浮標で明示した河川内の工事の区域を通航してはならない。ただし、当該工事に係る船舶等はこの限りでない。

(作業水域の表示)

第十条 作業船は、日没から日の出までの夜間、作業している場所を探照灯により照射する等作業中であることが認識できるようにしなければならない。

(特殊用務船舶の特例)

第十一条 船舶等(特殊用務船舶を除く。)は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船舶の進路を妨げてはならない。

2 特殊用務船舶がその用務を行うため、やむを得ない必要がある場合には、第五条、第九条、第十条及び第十四条から第十七条までの規定を適用しない。ただし、特殊用務船舶は、その時の特殊な状況により必要とされる注意を払わなければならない。

(特殊用務船舶の灯火の表示)

第十二条 特殊用務船舶は、その用務を行っている場合には、原則として紅色の警告灯を表示する等、その用務を行っていることが認識できるようにしなければならない。

(適用除外)

第十三条 人命救助、事故回避に関わる行為をおこなう時は、第六条、第九条及び第十四条から第十七条までの規定の適用を受けない。ただし、その時の状況により必要とされる注意を払わなければならない。

(通航方法制限区域)

第十四条 通航方法制限区域は次条から第十七条までに定める区域の総称とし、第三条から第十三条に規定する通航方法によるほか、次条から第十七条までに定める通航方法を適用する。

(動力船舶航行区域)

第十五条 動力船舶航行区域は別表第一に示す水域とし、速度制限(徐行・減速)、急発進・急加速・急転回の禁止、非動力船の原則進入禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第四(1)の標識により行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為であるいは、漁業に従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合の遊漁規則に則り、遊漁を行う船舶は、速度制限(徐行・減速)、急発進・急加速・急転回の禁止を行った上で、適用を受けないものとする。

(動力船舶航行禁止区域)

第十六条 動力船舶航行禁止区域は別表第二に示す水域とし、動力船の原則進入禁止を適用する。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第四(2)の標識により行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為であるいは、漁業に従事している船舶又は作業船については、適用を受けないものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合の遊漁規則に則り、遊漁を行う船舶は、別表第二の水域番号禁7から禁21までの区域において、速度制限(徐行・減速)、急発進・急加速・急転回の禁止を行った上で、七月から八月までの期間を除き、適用を受けないものとする。

5 遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例(平成四年福島県条例第八十号)において、遊泳区域が設定されている場合は、その区域及び期間は適用を受けないものとする。

(動力船舶航行禁止区域(救助))

第十七条 動力船航行禁止区域（救助）は別表第三に示す区域とし、動力船の原則進入禁止を適用する。ただし、人命救助、事故回避に関わる行為をおこなう動力船がいる場合は、当該動力船が優先して航行する区域とする。

2 前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第四(3)の標識により行うものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為あるいは、漁業に従事している船舶又は作業船については、適用を受けないものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合の遊漁規則に則り、遊漁を行う船は、別表第三の水域番号救4の区域において、速度制限（徐行・減速）、急発進・急加速・急転回の禁止を行った上で、七月から八月までの期間を除き、適用を受けないものとする。

5 遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例において、遊泳区域が設定されている場合は、その区域及び期間は、適用を受けないものとする。

附 則

この通航方法は、水面利用や河川環境の状況の変化等を適切に反映できるよう、適宜その内容を点検し、必要に応じて速やかに変更するものとする。その際、必要があると認めるときは、関係の市、町、水面利用者等の意見を聴くものとする。

別表第一 動力船航行区域

水域番号	水 域
航 1	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字浜下五二四番一地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 2	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字不動堂五七九番八地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 3	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字長浜九一三番三地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 4	会津若松市湊町大字赤井字屋敷六三番二地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 5	会津若松市湊町大字静瀉字諏訪山一番五地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分

航 6	会津若松市湊町大字静瀉字材木山一番地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 7	会津若松市湊町大字静瀉字海向山一番二地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 8	会津若松市湊町大字静瀉字平浜一三番地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 9	会津若松市湊町大字静瀉字風除林一番地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 10	会津若松市湊町大字静瀉字風除林二番一地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 11	郡山市湖南町赤津字鶴作七七八番二四地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 12	郡山市湖南町赤津字銅屋沢七七八番二六地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 13	郡山市湖南町舟津字舟附五七〇四番一地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
航 14	郡山市湖南町浜路字下道六一四番四地从先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分

別表第二 動力船舶航行禁止区域

航15	郡山市湖南町浜路字下道六五五番一地先までの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
水域番号	水 域
禁1	耶麻郡猪苗代町大字山潟字五万堂四四六二番一地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁2	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜一三〇番二地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁3	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字南浜一三八番八一地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁4	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字南浜一三八番八一地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁5	耶麻郡猪苗代町大字中小松字西浜甲一六一四番一四〇地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁6	耶麻郡猪苗代町大字中小松字西浜甲一六一番八地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁7	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字浜下五二四番二地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁8	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字浜下五二四番二地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分

禁9	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字長浜八九六番六地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁10	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字長浜八七五番一地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁11	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字竹ヶ袋一四二番一〇二地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁12	会津若松市湊町大字赤井字材木山一番二地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁13	会津若松市湊町大字共和字藤ヶ崎一番二地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁14	会津若松市湊町大字静瀉字材木山一番地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁15	会津若松市湊町大字静瀉字平浜一一九番地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁16	会津若松市湊町大字静瀉字平浜一三番地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁17	会津若松市湊町大字静瀉字風除林一番地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分
禁18	会津若松市湊町大字静瀉字浜一四一番地先からの区域であつて別紙図面に青色で着色した部分

禁19	郡山市湖南町赤津字銅屋沢七七八七番二地先からの区域であつて別紙図面に赤色で着色した部分
禁20	郡山市湖南町舟津字小磯四八一四番地先から郡山市湖南町浜路字下道六一四番四地先までの区域であつて別紙図面に赤色で着色した部分
禁21	郡山市湖南町浜路字下道六一四番四地先から郡山市湖南町浜路字下道六五五番一地先までの区域であつて別紙図面に赤色で着色した部分

別表第三 動力船航行禁止区域（救助）

水域番号	水 域
救1	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜一三〇番一六地先からの区域であつて別紙図面に黄色で着色した部分
救2	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字南浜一二八番八一地先からの区域であつて別紙図面に黄色で着色した部分
救3	耶麻郡猪苗代町大字中小松字西浜甲一六二一番八地先からの区域であつて別紙図面に黄色で着色した部分
救4	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字長浜八七二番一地从先からの区域であつて別紙図面に黄色で着色した部分

別表第四 河川通航標識

現地において表示する場合は別紙図のとおりとする。
 「別紙図面」及び「別紙図」は、省略し、その図面及び図を福島県土木部河川計画課、県中建設事務所、会津若松建設事務所及び喜多方建設事務所に備え置いて閲覧に供する。

（河川計画課）

福島県告示第五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定により、会津若松市から会津都市計画事業扇町土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （まちづくり推進課）

公 告

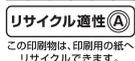
公告第十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、木戸川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （河川整備課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷